

報告第8号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限の認可急施  
専決処分報告について

業務に関して徴収する料金の上限について、別紙申請書のとおり地方独立行政法人大阪産業技術研究所から認可の申請があり、議会の議決を経た上で認可をする必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成29年5月16日

大阪市長 吉 村 洋 文

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限の認可  
について

平成29年4月1日付けで申請のあった地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限については、申請のとおり認可する。

平成29年4月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

(別紙申請書)

阪技術顧客サ第1号  
平成29年4月1日

大阪市長 様  
大阪府知事 様

地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
理事長 中許 昌美 ㊟

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が徴収する料金の上限について  
(申請)

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第23条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対し、その業務に関して徴収する料金の上限を次のとおり定めることについて認可されるよう申請します。

## 記

### 1 手数料の上限額

(1) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所(以下「研究所」という。)に分析、試験、測定、撮影又は加工(以下「分析等」という。)、研究、企画、設計、試作又は調査(以下「研究等」という。)及び指導を依頼しようとするものが納付すべき手数料の上限額は、次に掲げる金額とする。

ア 分析等に係る依頼試験	1件又は1成分	138,200円
イ 研究等の受託(契約によるもの及び簡易受託研究を除く)	1件1月	339,400円
ウ 簡易受託研究	1単位	4,000円
エ 機械及び装置に関する指導	30分	2,500円
オ 職員派遣	1人1日	23,600円

(2) (1)による依頼をしたものが、分析等の結果の謄本の交付を受けようとするときの手数料の上限額は、1通につき2,100円とする。

### 2 使用料及び養成料の上限額

(1) 研究所の施設を利用しようとするものが納付すべき使用料の上限額は、次に掲げる金額とする。

ア 会議室・研修室等	1室1日	42,500円
------------	------	---------

\*冷暖房料は、室料に0.2を乗じて得た額とする。

イ 附帯設備	1 件 1 日	15,500円
ウ 開放研究室の室料	1 室 1 月	128,500円
エ 産業技術に関する機械及び設備	1 件 1 日	284,200円

(2) 研究所が行う人材育成を受けようとする者が納付すべき養成料の上限額は、次に掲げる金額とする。

ア 技術者養成	1 人 1 日	30,800円
イ 受託研究員	1 人 1 月	9,200円

### 3 その他注意事項

- (1) 2(1)エの施設を利用する場合であって、1日の所定時間後に継続して利用するときは、1時間につき、2(1)エに定める料金の上限額に、5,900円を加えた額とする。
- (2) 1及び2に定める料金の上限額については、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (3) 大阪府内又は関西広域連合に加盟する府県（滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府内又は加盟府県」という。））に住所を有する個人若しくは府内又は加盟府県に事務所又は事業所を有する事業者（組合その他の団体を含む。）以外の者について適用する上限額は、上記の上限額に3割の額を加えた額とする。

以上

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略